宇和島地区広域事務組合環境センターにごみを搬入される方へ

- ●環境センターへごみを搬入される場合は、下記のとおり分別を確実におこない、注意事項を守って搬入し てください。
- ●環境センターに搬入出来るごみは、宇和島市・松野町・鬼北町・愛南町の家庭から排出される一般廃棄物 と同区域の事業所で事業活動に伴い排出される一般廃棄物で産業廃棄物以外のごみになります。
- ●資源物については、構成市町において分別収集をおこなっていますのでご協力をお願いします。
- ●荷降ろしについては、搬入者ご自身でおこなっていただきます。

※構成市町の「指定ごみ袋」で持ち込まれても手数料が必要です。

可燃(もえる)ごみ





■搬入に使用する袋 透明または半透明の市販の袋





①生ごみは十分水分を切る。



②カバン・ベルトなどは金属部分 を取り除く。

③紙おむつは汚物を取り除く。

不燃(もえない)ごみ



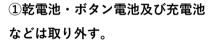


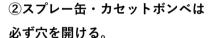
■搬入に使用する袋 透明または半透明の市販の袋





■注意点





可燃性・不燃性粗大ごみ





■受け入れ可能サイズ

幅1m×高さ80cm×長さ2.5m以内







①暖房器具の灯油は必ず抜く。





②家具等の鏡やガラスは、できる だけ取り外す。

剪定枝など

■注意点

- ①剪定枝等は1日2トン車1台まで。(個人持込みに限る)
- ②剪定枝・木・竹などは土や石を除去し、長さ1m以内、 直径10cm以内に切断し束ねる。(角材も同様)
- ※事前に連絡が必要です。



事業系ごみ

■注意点

- ①産業廃棄物・処理不適物は搬入できません。
- ②資源可能な古紙・缶等金属類は搬入できません。
- ③事業所のごみを直接持ち込む場合は、事業所の従業員 の方がお越しください。

搬入出来ないごみ











- ③家電リサイクル対象機器
- 4有害性・危険性のあるもの













処理手数料(搬入料金)

- ■生活系一般廃棄物 10kgあたり 50円
- ■事業系一般廃棄物 10kgあたり 100円
 - ※10kg未満の場合は10kg 4kg = 10kg
 - ※混載ごみの場合はそれぞれ計量

生活系可燃ごみ5kgと生活系不燃ごみ5kgを搬入した場合

(5 kg = 50 P) + (5 kg = 50 P) = 100 P

搬入日及び時間

■搬入日

月曜日~土曜日(祝日は休み)

- ※年末年始(12月31日~1月3日)は休みです。
- ■搬入時間

午後1時~午後4時30分まで

※時間に余裕をもってお越しください。

●お問い合わせ 宇和島地区広域事務組合環境センター **☎0895-49-5040**

※月曜日から金曜日の執務時間内(8:30~17:15)にお願いします。(※祝日を除く)